



收受年月日	議 長	事務局長	書 記
3/22			
第 140 号			

平成 31 年 2 月 21 日

埴町議会議長 大縄 武夫 様



総務常任委員会委員長 鈴木 安次



所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり実施したので、埴町議会会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

- 1 調査事件
 - ①入札執行事務について
 - ②埴町社会福祉協議会の運営について
 - ③町税等の不納欠損処分について

2 調査の経過

本委員会は、埴町の入札執行事務及び町税等不納欠損処分の状況、また埴町社会福祉協議会の運営状況について各担当課長等及び社会福祉協議会事務局長等から聞き取り調査を行った。

調査日 平成 31 年 2 月 7 日 (木) 13:27~16:14
 出席委員 鈴木安次、小峰由久、小林達信、吉田克則、高縁 光、青砥與藏、大縄武夫
 説明員 総務課長、財政係長、主査、主任主事
 町民課長、課長補佐兼収納係長、主査
 社会福祉協会事務局長、書記、居宅介護管理者
 職務出席者 議会事務局長、書記
 場 所 委員会室及び埴町社会福祉協議会会議室

3 調査の結果

(1) 入札執行事務について

平成 29 年 1 月 13 日に執行された台宿地区にある北原定住促進住宅新築工事入札以後、町執行による入札の信頼性が揺らいでいるため、入札執行事務について担当課である総務課より聞き取り調査を行った。

最近は、入札結果を埴町のホームページで公表しているとの答えであったが、入札結果を簡単に検索できるわかりやすいホームページに作り直すよう要望が出た。

また、町民からも町の動きが全く分からないなどの意見が出ているので、入札結果は埴町に2紙あるミニ新聞に記事として扱っていただき、公表するなど改善すべきではないかとの意見もあった。

なお、入札制度改革新旧対照表も提出された。

(2) 埴町社会福祉協議会の運営について

12月議会において町監査委員から、埴町社会福祉協議会の運営について改善を要する意見書が出されたため、埴町議会としても調査をすべきと判断をして所管事務調査を実施した。

事業内容は社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、地域包括支援センターの受託事業、心配ごと相談事業、介護職員の確保、その他の事務事業など多岐にわたり理事8名、監事2名、評議員10名で構成されている。

職員は、埴町包括支援センター、埴町指定訪問入浴介護事業所、埴町指定通所介護事業所（デイサービス）、自立支援訪問介護事業所、埴町指定訪問介護事業所、埴町指定居宅介護支援事業所（ケアマネ）、事務局（法人運営）含め34名で運営されている。

デイサービスなどでは矢塚地区に1日2回訪問するなど、ヘルパーの肉体的、時間的な負担を改善すべきである。例えば、湯遊ランドの一角をヘルパーの待機所にして、山間部の訪問介護者までの時間短縮を図れないものか検討すべきである。

民間でも同様の事業を行っており、例年冬期の利用者が減少するなどして、日本赤十字社などからの寄付による負担の少ない車の購入に努めているが、公用車を23台所有するなど社会福祉協議会の経営を圧迫し続けているのも事実である。

毎年度の赤字を、これまで積み立ててきた基金を取り崩すなどして対応しているがあと2、3年でそれもできなくなるため早急な改革が必要である。

(3) 町税等の不納欠損処分について

滞納者の特徴として、職を転々とする、高齢である、自営業であるなどの理由により収入が安定せず、生活にお金がかかり納税までに至らない。先が見えない生活で自転車操業状態のものが多い。また、収入に見合わない借入を行っている人もいる。

町は分納誓約書を書かせるなどして滞納解消に努めているが、現年課税分を完納する前に新たな滞納が上積みされる現状にある。

分納誓約書や差し押さえなどで対応しているが、滞納者の実態及び財産調査の結果滞納処分する財産がないケースや、滞納者の所在すら分からない状況などにより、費用対効果の観点からも不納欠損処分の判断をせざるを得ないとの説明だった。

(町税等不納欠損額の推移)

※単位：千円

年度	町民税	固定	軽自	一般計	国保	介護	後期	合計
H25	2,923	5,181	98	8,202	3,295	397	122	12,016
H26	502	8,115	48	8,665	1,121	140	88	10,014
H27	176	937	28	1,141	315	268	64	1,788
H28	152	519	55	726	714	176	47	1,663
H29	823	3,049	344	4,216	7,818	367	35	12,436
H30		279	24	303	17	369	36	725

平成 28 年、29 年度分の介護保険料と後期高齢者医療保険料は（2 年）時効により不納欠損が増加している。同一人物が複数の税を滞納しているのも時効を防ぐために古い順から納税をさせている。相続放棄の増加で相続人調査にも時間を要している現状であり、納税相談により分納誓約書や生活困窮者には健康福祉課と相談して対応している。

質疑の中で滞納者の同一人物とは何人かの問いに、約 70 人であるとの答えには驚いた。軽自動車税の滞納理由では名義変更や廃車手続きをしないままの人がいる。車検にかかわらず課税できるので滞納件数は多いが、廃車の確認が取れば遑って廃車の手続きをしている。

固定資産税及び国保税の滞納では山林田畑の所有者が年金生活者で収入が低い人でも固定資産税、国保税が課税されるためなかなか減らない。家を新築された人でも住宅ローン返済に追われて固定資産税の滞納者もいる。

また、埴町は 2 年前からインターネット公売を行っている。平成 28 年度 2 件、29 年度は 1 件の落札があったが、山林などのインターネット公売では水資源の確保や安全性を担保する意味でも慎重に扱っていただきたい。

4 委員報告書

別紙のとおり

收受年月日	議長	事務局長	調査
3/22	委員派遣	益子	根本
第 議会	議長		

修等報告書

平成 31 年 2 月 20 日

委員会委員長

様

提出者 鈴木 安次

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	平成 31 年 2 月 7 日	派遣先 (場所)	社会福祉協議会会議室 及び委員会室
内容	<p>第一 入札執行事務について</p> <p>第二 埴町社会福祉協議会の運営について</p> <p>第三 町税等の不納欠損処分について</p>		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>第一 入札執行事務について</p> <p>平成 29 年 1 月 13 日に執行された台宿地区にある北原定住促進住宅新築工事入札以後町執行による入札の信頼性が揺らいでいるので、入札執行事務について担当課である総務課より聞き取り調査を行った。</p> <p>最近に入札結果を埴町のホームページで公表しているとの答えであったが、埴町のホームページから入札結果を探し出すのは困難なのもっとわかりやすいホームページに作り直すよう要望が出た。</p> <p>又、町民からも町の動きが全く分からないなどの意見が出ているので、入札結果は埴町に 2 紙あるミニ新聞に記事として扱っていただき公表するなど改善すべきではないかとの意見もあった。</p> <p>北原定住促進住宅建設事業の入札の際、委員会の結果に対し町長が 2 社を取り消し、3 社を追加するなどの事実に対しての、入札制度改革新旧対照表も提出された。</p> <p>第二 埴町社会福祉協議会の運営について</p> <p>12 月議会において町監査委員から、埴町社会福祉協議会の運営について改善を要する意見書が出されたので埴町議会としても調査をすべきと判断をして所管事務調査を実施した。</p> <p>事業内容は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 2、共同募金事業への協力 3、事業経営 4、地域包括支援センター 5、心配事相談事業 6、地域福祉活動計画について 		

埴町議会

7、災害時に備えた取り組みについて

8、介護職員の確保について

9、その他の事務事業

等多岐にわたり理事8名 監事2名 評議員10名で構成されている。埴町包括支援センターに3名 埴町指定訪問入浴介護事業所に2名 埴町指定通所介護事業所（デイサービス）に10名 自立支援訪問介護事業所に9名 埴町指定訪問介護事業所に2名 埴町指定居宅介護支援事業所（ケアマネ）に3名 事務局（法人運営）に4名で運営されている。

デイサービスなどでは矢塚地区に1日2回訪問するなど、ヘルパーさんの肉体的、時間的な負担の軽減を改善すべきである。

例えば、湯遊ランドの一角をヘルパーさんの待機所にするなどして山間部の訪問介護者までの時間短縮やヘルパーさんの負担軽減は図れないものか検討すべきである。

民間でも同様の事業を行っており、例年冬期の利用者が減少するなどして、日本赤十字社などからの寄付による負担の少ない車の購入に勤めているが、公用車を23台所有するなど社会福祉協議会の経営を圧迫し続けているのも事実である。

毎年度の赤字をこれまで積み立ててきた基金を取り崩すなどして対応しているがあと2、3年でそれもできなくなるので早急な改革が必要である。

第三 町税等の不能欠損処分について

滞納者の特徴として

- ・職を転々とする
- ・高齢である
- ・自営業である

これらの理由により生活が安定せず、生活にお金がかかり納税までに至らない。先が見えない生活で自転車操業状態のものが多。又、収入に見合わない借入を行っている人もいる。

町は分納誓約書を書かせるなどして滞納解消に努めているが、現年課税分を完納する前に新たな滞納が上積みされる現状にある。

納付誓約書や差し押さえなどで対応しているが、滞納者の実態調査や財産調査をし滞納処分する財産がない、滞納処分をすると生活が著しく脅かされる場合、滞納者の所在が分からない滞納処分する財産がないなどにより費用対効果の観点からも不能欠損処分の判断をせざるを得ないとの説明でした。

1、町税等不納欠損額の推移（表は下段のとおり）

平成28年29年度分の介護保険料と後期高齢者医療保険料は（2年）時効により増加している。

同一人物が複数の税を滞納しているので事項を防ぐために古い順から納税をさせている。

相続を選択しない件数が増えているため相続人調査にも時間を要している現状であり、納税相談により分納誓約書や生活困窮者には健康福祉課と相談して対応している。

質疑の中で滞納者の同一人物とは何人かの問いに70人であるとの答えには驚いた。

軽自動車税の滞納では軽自動車を他人に譲るなどしても名義変更や廃車手続きをしないままの人がいる。車検を受ける受けないにかかわらず課税できるので滞納件数は多いが、廃車の確認が取れば遡って廃車の手続きをしている。

固定資産税及び国保税の滞納では山林田畑の所有者が年金生活者で収入が低い人でも固定資産税、国保税が課税されていくのでなかなか減らない。家を新築された人でも家のローンの返済に追われて固定資産税の滞納者もいる。

埴町は2年前からインターネット公売を行っている。

平成28年度2件 29年度は1件の落札があったが、

山林などのインターネット公売では水資源の確保や安全性を担保する意味でも慎重に扱っていただきたい。

(不納欠損額の推移) ※金額は千円

年度	町民税	固定	軽自	一般計	国保	介護	後期	合計
H25	2,923	5,181	98	8,202	3,295	397	122	12,016
H26	502	8,115	48	8,665	1,121	140	88	10,014
H27	176	937	28	1,141	315	268	64	1,788
H28	152	519	55	726	714	176	47	1,663
H29	823	3,049	344	4,216	7,818	367	35	12,436
H30		279	24	303	17	369	36	725



收受年月日	議長	事務局長	書記
3/22	議事	派遣	調査
第 号	委員	派遣	調査

様式 1




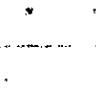
研修等報告書

平成 31 年 2 月 22 日



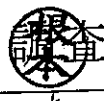
議会 議長
委員会 委員長 様

提出者 小峰 由久

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	平成 31 年 2 月 7 日 (木) 午後 1 時半から 3 時	派遣先 (場所)	委員会室
内容	<p>1. 入札執行事務について</p> <p>2. 埴町社会福祉協議会の運営について</p> <p>3. 町税等の不納欠損処分について</p>		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	<p>1. 入札執行事務 (担当: 総務課) 指名業者選定等について説明を受けた。業者選定方法や手順等確認を行い、ルール of 明確化を図ったとの事。公明公正を守られることを期待する。</p> <p>2. 埴町社会福祉協議会の運営について 経営状況について説明を受け、内容の厳しさや今後の運営に苦心している事を実感した。人員確保、利用者減、民間施設との競合など、現場の対処に限界があると思う。町当局の早急な対応が望まれる。</p> <p>3. 町税等の不納欠損処分について (担当: 町民課) 各納付金について、法に従い実行するのは仕方がないが、同一人物が当然のように事項を待っている様は納得できない。払えないのか払わないのかしっかり調査し対処して欲しい。担当者の苦勞はよく判る。</p>		

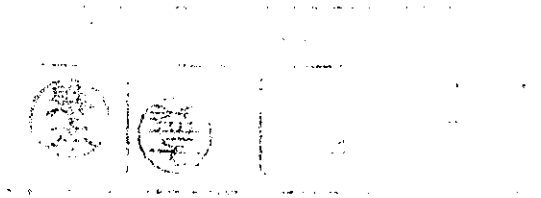
			





收受年月日	議長	事務局長	書記
3/2/12			
第 号			

研修等報告書

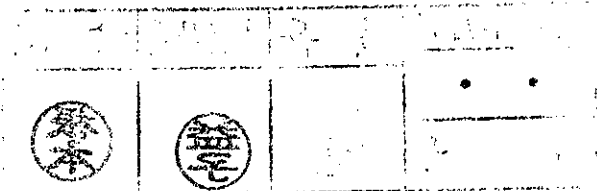
氏名	小林 達信		提出年 月日	平成31年2月12日
調査等 名称	総務常任委員会所管事務調査			
調査等 の日時	平成31年2月7日	場所	委員会室 社協会議室	
調査等 の内容	1 入札執行事務について			
	2 社協の運営について			
	3 町税等の不納欠損処分について			
意見 感想	概ね順調のようだった。			



收受年月日	議長	事務局長	書記
3/・2・2/			
第 号			

調査・研修等報告書

氏名	吉田 克則		提出年月日	平成31年2月20日																				
調査等名称	総務常任委員会所管事務調査																							
調査等の日時	平成31年2月7日 13:30～	場所	委員会室及び社会福祉協議会																					
調査等の内容	<p>入札執行事務について 埴町社会福祉協議会の運営について 町税等の不納欠損処分について</p>																							
意見感想	<p>入札執行事務について 町が発注する工事等の入札について執行事務の流れを総務課から聞いた。 以前、定住促進住宅新築工事において不適切な入札工事が行なわれた。入札制度において二つあった委員会を町工事等指名委員会に統合等の見直した説明があった。町が行なう工事等の入札契約については公正・透明性が求められる。入札執行あたっては細心の注意を払って適正に行なわれなければならない。</p> <p>埴町社会福祉協議会の運営について 基本理念「みんなが考え、参加し、支えあい、共につくる福祉社会」地域福祉を増進する法人として事業推進をしている。 施設は町から指定管理団体として管理をしている。運営収入は介護保険事業収入と計上経費補助金収入がほぼ占めている。 平成29年度は積立資産を取り崩しての決算状況にある。将来を見据えたきめ細かな運営計画の樹立が必要と思われた。</p> <p>町税等の不納欠損処分について 説明資料からの抜粋 町税等不納欠損額の推移 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>一般会計分</th> <th>国保等特別会計</th> <th>不納欠損合計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>8,202</td> <td>3,814</td> <td>12,016</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>8,665</td> <td>1,349</td> <td>10,014</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>1,141</td> <td>647</td> <td>1,788</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>726</td> <td>937</td> <td>1,663</td> </tr> </tbody> </table>				年度	一般会計分	国保等特別会計	不納欠損合計金額	H25	8,202	3,814	12,016	H26	8,665	1,349	10,014	H27	1,141	647	1,788	H28	726	937	1,663
年度	一般会計分	国保等特別会計	不納欠損合計金額																					
H25	8,202	3,814	12,016																					
H26	8,665	1,349	10,014																					
H27	1,141	647	1,788																					
H28	726	937	1,663																					



H29	4, 216	8, 220	12, 436
H30	303	422	725

(H30年は12月末現在)

税の公平負担という観点から不納欠損処分はあってはならない。町税の時効中断措置や督促強化を図り納税に対し町は最大限の努力をすべき。不納欠損処分は町民全体の納税意識の低下につながりかねない。

埴町議会



收受年月日	議長	事務局長	書記
3/2/25	議員	派遣	調査
第 号	委員	派遣	根本
議会議長			

研修等報告書

平成 31年 2月 22日

委員会委員長 様

提出者 高 藤 光

派遣目的 (調査等 名称)	埴町議会総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	平成31年2月7日(木) 午後1時30分	派遣先 (場所)	委員室 福祉協議会 会議室
内容	(一) 入札執行事務について (総務課)説明 (二) 埴町社会福祉協議会運営について (社会福祉協議会事務局長 書記管理者)説明 (三) 町税等の不納欠損処分について(町民課)説明		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	(1) 入札制度の改革新旧対照表を知ることができた。 (2) 詳細な事業内容を知ることができた 赤字運営になっている県の指導を受けている ことを知る 国県の補助支援が必要になる と思われた。 (3) 町税等の不納欠損処分について 平成25年度以降平成30年度は減少している ことを知る ことが出来た 滞納処分により追いつめられることが無い ように望みたい。		

收受年月日	議長	事務局長	書記
3/2/22	議員	派遣	調査
第 号	議員	派遣	調査

調査研修等報告書

平成 31 年 2 月 22 日

議会議長
委員会委員長 様

提出者 大 縄 武 夫

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	平成 31 年 2 月 7 日 (木)	派遣先 (場所)	委員会室及び社協
内容	1. 入札執行事務について 2. 埴町社会福祉協議会の運営について 3. 町税等の不納欠損処分について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	1. 不適切入札執行以降のシステムを総務課より説明を受けた。公正かつ公平な事務執行に今後も注視したい。 2. 埴町社会福祉協議会の運営については、高齢化の様々な介護等のニーズに対応しなければならないが、その運営については大変厳しい様子であった。職員や利用者の環境整備が良い方向に向く事に期待したい。 3. 不納欠損処分までの実務的な話を町民課長より説明を受け、費用対効果の観点から一定の理解はできるが、正確な所得申告をする方や期限内納付をする方の事を思うと難しい問題であることを再認識した。		

